

平成27年 第4回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成27年2月23日（月）  
開会 午後4時30分 閉会 午後6時00分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・3会議室
- 3 出席委員名 小松慶三、文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘
- 4 欠席委員名 なし
- 5 説 明 者 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 梅田利也、教育理事 松本明彦、  
教育総務課長 中村和幸、学校教育課長 横島勝則、  
子ども未来課長 中村八寿子、社会教育課長 土出政信、  
文化財保護課長 吉田 誠
- 6 書 記 教育総務課長補佐 坪倉武広
- 7 議 事
  - (1) 議案第21号 平成27年度京丹後市立学校教職員の管理職人事異動内申について
  - (2) 議案第22号 平成27年度教育委員会関係予算について
  - (3) 議案第23号 京丹後市教育委員会公印規程の一部改正について
  - (4) 議案第24号 京丹後市教育委員会事務局文書取扱規程の一部改正について
  - (5) 議案第25号 京丹後市教育長の権限に属する事務の一部を校長に委任する訓令の一部改正について
  - (6) 議案第26号 京丹後市子育て短期支援事業実施要綱の一部改正について
  - (7) 議案第27号 京丹後市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部改正について
  - (8) 議案第28号 京丹後市立保育所延長保育事業実施要綱の一部改正について
  - (9) 議案第29号 行政財産の用途廃止について
- 8 そ の 他 諸報告
- 9 会 議 録 別添のとおり（全13頁）

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成27年4月3日

委員長 小松 慶三

署名委員 森 益美

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会委員長 小松慶三
- 〔被招集者〕 文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘
- 〔説 明 者〕 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 梅田利也、教育理事 松本明彦、  
教育総務課長 中村和幸、学校教育課長 横島勝則、  
子ども未来課長 中村八寿子、社会教育課長 土出政信、  
文化財保護課長 吉田 誠
- 〔書 記〕 教育総務課長補佐 坪倉武広

〈小松委員長〉

ただいまから「平成27年第4回京丹後市教育委員会臨時会」を開会致します。

〈小松委員長〉

はじめに会議録の承認を行います。第2回の署名委員は文珠委員です。会議録につきましては、お手元の方に送付しております。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

〈全委員〉

了承。

〈小松委員長〉

原案どおり承認と致します。

〈小松委員長〉

本日の会議録署名委員の指名をいたします。  
森委員を指名しますのでお願い致します。  
それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

〈小松委員長〉

初めに、会議の非公開についてお諮りを致します。  
議案第21号は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第21号については非公開といたします。

(非公開部分省略 議案第21号について同意)

<小松委員長>

これより会議を公開とします。

<小松委員長>

それでは、次の議案に入らせていただきます。

議案第22号「平成27年度教育委員会関係予算について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

この件につきましては、教育次長の方から提案します。

<吉岡教育次長>

それでは、議案第22号「平成27年度教育委員会関係予算について」説明をさせていただきます。

資料の一番後ろを見ていただきたいです。歳出目的別内訳があると思いますが、平成27年度の一般会計の予算の歳出合計につきましては、319億1,000万円になっており、内教育費は27億7,507万6千円で、一般会計全体に占める構成比は8.7%になっています。平成26年度の当初予算は341億9千万円、内教育費は31億3,350万8千円で構成比は9.2%でした。前年度に比べ、一般会計全体では22億8千万円の減、減少率は6.7%であり、教育費においても3億5,843万2千円の減で、減少率は11.4%になっています。この減少の主な理由は、耐震化や再配置に伴う大規模な改修等学校施設整備等の工事費が減少したことによるものです。また、民生費の児童福祉費のうち、もう1つ前の、細かいのですが3ページ前です。民生費の児童福祉費のうち、子ども未来課が所管する事業に関する27年度の予算は20億3,789万2千円で、26年度予算の28億9,431万3千円に比べ、8億5,604万1千円の減、率にして29.6%の減少となっております。これにつきましては、保育所再編による統合保育所の整備費がなくなったことが大きな要因になっていると思っております。なお、一部の事業につきましては、新年度で教育費ではなく、Xバンドの関係で再編交付金を活用した事業もありますが、説明の中で触れさせていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

それでは、具体的な事業につきましては各課長の方から説明をさせていただきます。

(各課長から別紙により説明)

<小松委員長>

議案第22号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<森委員>

3ページの病後児保育事業についてなのですが、来年度といいますか今回初めてということで、社会福祉法人へ委託して開始するために改装というか改修ということなのですが、市内で3か所だけという理解をしたら良いのでしょうか。

<中村子ども未来課長>

病後児保育につきましては、着手したいと言いつつもなかなかできていなくて、27年度で本格的な着手をするという事になったわけですが、京丹後市内で1か所を想定しております。場所としては、ゆかりこども園の中で現在峰山の支援センターが2部屋使って支援センターをしておりますけれども、4月から峰山子ども園の施設の方に支援センターの方が移ります。そして、そこに2つの部屋の空きが出来ますので、そこをしっかりとパーテーションなんかで区切りまして病後児を受け入れる施設にしたいというふうに思っております。民間の社会福祉法人に委託をしますので、そこを改修する費用も、そこを運営する必要も市の方が補助金として出すということで501万4千円の費用をここで計上したということです。市内で1か所というふうに思っております。綾部市なんかもしておりますが、綾部市とかの状況を聞かせていただきますと、年間で20人とか30人くらいの利用というふうに聞いておりますので、1か所で今のところはやっていけないかというふうに見込んでおります。

<森委員>

その時に、全て他の保育園からも行っても良いという理解をしたら良いですか。

<中村子ども未来課長>

市の事業を委託するという事ですので、京丹後市内にあります保育所、幼稚園をご利用の方、それから京丹後市内の小学校4年生までの方で希望される方は受け入れをするというふうに思っております。

<森委員>

分かりました。

<小松委員長>

他にございませんか。

<野木委員>

今年度の予算がアップしたところを見させていただいて質問をさせていただきたいのですが、2ページの子育て短期支援事業のところ、210%ほどアップしているという、その中で、一時的に困難になった児童を預かり、というようなことがあるのですが、具体的にそういった児童のニーズとか、今現在ではどのくらいいらっしゃるのかという状況は把握されているのでしょうか。

<中村子ども未来課長>

子育て短期支援はショートといわれるもので、各保育所で一時預かりしている保育と少し違うのは、夜も遅くなってとか、1日、例えば今日から明日一泊二日とかそういう

ものも全て対応できるような預かりのものになっております。保育所で預かっております一時預かりがすごく利用が増えておりまして、ここ何年間か減ってございました。ですので毎年予算を要求するのを減らしていたのですが、26年度はすごくご利用が伸びたのです。例えば1人親家庭のお母さんの体調が悪くなられて長期で預かってほしいとかですね、そういうような場合が1回出ますとすごく人数が増えるわけです。なかなか1年間の利用の状況が読めませんので、前年度、前々年度の状況を見ながら26年度も予算を計上致しました。しかし26年度の利用が伸びたというような事で26年度については補正予算を組みまして今対応させていただいているというような状況にあります。現在のところ26年度は71人、220日というような利用になっておりますので、その状況を見まして26年度の当初予算と比べまして大きく27年度の要求を増やさせていただいたというようなことでございます。

<野木委員>

はい、ありがとうございます。そして、続けてすみません。7ページなのですが授業実践力向上対策事業で、ここです、色んなセミナーを受けるとかどうとかということだと思っておりますが、そもそもそういった先生方が講座とかセミナーとかそういったものを以前からも受けてらっしゃって更にまた多くのものを学ぼうというような趣旨のものなのでしょうか。質問が上手く言えていませんが。

<横島学校教育課長>

ご指摘の通り、教職員の資質の向上については、今までから当然教育委員会の方でも実施させていただいて、それぞれ先生方に取り組んでもらっています。今年度は前年の物に比べて、最後に説明させていただいた教育実践力サポート事業というのは退職されたOBの先生とかにもお手伝いをいただいて5回の4講座で20回分、より実践的な課題を先生方に話し合っていたらこうという新規のもので、そちらの分に取り組ませていただいたので、その費用が上がったという事になります。それ以外の物は従来から小中の先生方が一緒になって研修もしていただいたり、過去から上の2つは取り組んでいたものの延長という形のものになっています。

<野木委員>

分かりました。あと2点良いでしょうか。

次は予算がアップという話ではないのですが、11ページで下段の分です。小学校教育推進活動実践事業というようにところで、一番下の段に修学旅行の引率教員の施設入場料等を支援する経費を計上したというふうになっているのですが、そもそも今まではこういったものというのは先生が個人でお支払いになっていたのですか。

<横島学校教育課長>

今までからこういった支援はずっと前からやっておったことなのです。ただ、過去には先生方が飲食されたものも含まれていたものが、ここ最近食べるのはどこでもいるだろうということでそういうものを外させてもらったり、ただ、いろんなところに入園するのは京都府の方の支給対象にはならないので、それは仕事として入館する部分については支援していこうという事で、前からあるもので同じようなことをしています。

<野木委員>

分かりました。では最後に、すみません。20ページなのですが、郷土資料館の分です。284%のアップというようなことになっているのですが、この下の段に郷小学校に機能移転を検討するため検討委員会を設置いたしますという、これを読んでいると320万円くらい予算があるとしているのですけれども、その検討委員会を設置するための予算というようなことなのですか。そうではない、他に何かあるのですか。

<吉田文化財保護課長>

検討委員会の謝金等含めてなののですけれども、後はコンサルに基本構想を策定してもらう、これが300万円を予定しております。

<野木委員>

コンサル料ですか。そういったものに相場なんていうものは無いのでしょうか、そもそもそのコンサルに300万という大きなお金を払うというのは、通常そうされているのですか。

<吉田文化財保護課長>

実施設計をする前段階として、例えばコンセプトだとか、今後どういう形になるか分からないのですが、必要な計上経費がいくらかかかるかというような算定と、それからどんなものをどんな見せ方をするか、一番大きな役割なののですけれども、民俗資料と、それから絵画資料と、それから色んな偉人といった人を検証できるようなものというような組立、あと2階の部分で京丹後市の「夢まちづくり大学」という構想がありまして、これは大学生を活用して地域の振興に、というような構想があります。その部分を検討というようなことを想定しています。主には何をどういう見せ方をするか、部屋ごとにどういう割り当てをするかというのが主な内容になります。

<野木委員>

はい、分かりました。私は以上です。

<森委員>

もう1つ、すみません。直接予算のことではないのですが、いじめ防止啓発事業でいじめ相談の専用ダイヤルが設置されていますね。本来は相談は無い方が良いでしょうけれども、今年度なんかでも相談の件数は沢山ありましたでしょうか。

<横島学校教育課長>

この秋から確かに24時間体制で相談ダイヤルを設置しましたが、間違い電話があったというのと、中学生か高校生か分からないのですが、本当にかかるのか、かかかって来られた人が1件あった以外はほとんどないという報告を指導主事からは聞いております。有難いことにそんなにかかってくるっていません。

<小松委員長>

特にございませんか。

<文珠委員>

2つほど質問をさせていただきます。本年度の予算を見ていると0というものがちよくちよくありまして、前年の事業が終わったということで理解をさせていただいているのですけれども、社会教育費の成人教育事業というのは0というのは、これは何の事業が終わったのかというのが分からないので教えて頂きたいということと、それから、先ほど質疑に入る前に説明の中でXバンドに係る交付金を使った事業があるというようなことをおっしゃられていましたが、それが何なのかという事を教えて頂きたいです。

<土出社会教育課長>

成人教育費としては27年度、委員がおっしゃられましたように0予算になっています。成人教育につきましては当初予算では要望をしてきたわけなのですが、具体的に成人教育については地域公民館で事業を実施してもらおう関係で市としての成人教育費は0予算になっていますが、それぞれ地域公民館の運営事業の中で予算は計上をさせてもらいながら地域公民館の事業の中で成人教育を実施してもらおうということになっています。

<中村教育総務課長>

再編交付金の事業についてお尋ねをいただきました。先ほど、一連の流れの最後に2枚ものの資料のご説明をさせていただきましたが、再編交付金で来年度やります事業の中の関係する部分だけをコピーをさせていただいたものであります。右にあります17番ですが、義務教育施設環境整備事業として、先ほど小中学校の空調化ですとか非構造部材の落下防止の事業を説明させていただきましたが、これらも全部このXバンドに関する再編交付金で行う工事になります。それから、次のページに小中学校の情報教育環境整備事業ということでパソコンのリース料等の説明をさせていただきましたが、これも再編交付金を財源に活用して教育委員会が実施していくという事になります。以上です。

<小松委員長>

他にございませんか。

中学校のスクールサポーターの設置事業で、大きく比べるといけると思うのですけれども、従前何人だったのが、これだけの今回の人数になったのですか。

<横島学校教育課長>

中学校の方は、先ほど小中一貫で9人ということで説明をさせていただいたのですが、実際導入校というか、小中一貫教育を実施していくにあたって、やはり施設分離型ということもあって、一人ではなかなか難しいのでそういった、もう導入しておる網野中学校、峰山中学校、それから新たに大宮中学校も来年度から始まるので、そこには2人を配置して、それ以外の準備期間中の3中学校は1人を配置するというのが内訳で、その部分の人数が大きく変わった部分になります。後の介護等は必要があれば増えたり減ったりはするのですが、その考え方で充実をさせていただいたという形になります。

<小松委員長>

幼稚園のスクールサポーターも何人位ですか。



〈中村子ども未来課長〉

はい。幼稚園のスクールサポーターについては、介護とそれから2時30分くらいに帰ります者と、あと預かりにも回れますので同じ者がということですけど、16人。

〈小松委員長〉

他にございませんか。

それではお諮りを致します。議案第22号「平成27年度教育委員会関係予算について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認と致します。

〈小松委員長〉

続きまして、議案第23号「京丹後市教育委員会公印規程の一部改正について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これにつきましても、教育次長から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第23号「京丹後市教育委員会公印規程の一部改正について」説明をさせていただきます。

この規程につきましては、教育委員会の公印について必要な事項を定めているのですが、学校の再配置及び保育所再編によりまして、学校、幼稚園、保育所の設置数が変わりましたので、庁印数の改正を行うこと、また、地教行法の改正による教育委員長職の廃止に伴い、教育委員長及び教育委員長職務代理者の印を削るというものです。

なお、施行日につきましては地教行法の改正に合わせ、平成27年4月1日としますが、現教育長が在職する期間は、教育委員長及び教育委員長職務代理者の印を削る規定は適用せず、従前のものが効力を有する旨の経過措置を附則の方で規定しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〈小松委員長〉

議案第23号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

特にご意見ございませんでしょうか。

それではお諮りを致します。議案第23号「京丹後市教育委員会公印規程の一部改正に

ついて」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第24号及び第25号の2議案につきましては、地教行法改正に伴う訓令の一部改正であり、関連致しますので一括議題としたいと思いますがご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認めます。よって議案第24号「京丹後市教育委員会事務局文書取扱規程の一部改正について」、議案第25号「京丹後市教育長の権限に属する事務の一部を校長に委任する訓令の一部改正について」の2議案を一括議題とします。

米田教育長から提案説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これについても、教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

まず議案第24号「京丹後市教育委員会事務局文書取扱規程の一部改正について」説明をさせていただきます。

この規程につきましては、教育委員会の文書の処理について必要な事項を定めており、第22条の第1号に規則について地教行法第15条の規定を引用しておりますが、地教行法の改正に伴い、規則の制定について規定をしております条番号が、「第14条」から「第15条」に改正となりましたので、本規程の改正を行うものです。

なお、施行日は地教行法の改正に合わせ、平成27年4月1日からとさせていただきます。

続きまして、議案第25号「京丹後市教育長の権限に属する事務の一部を校長に委任する訓令の一部改正について」説明をさせていただきます。

この訓令は、教育長の権限のうち、校長に委任する事務について定めているものですが、これにつきましても根拠としておる地教行法の条番号が「第26条第3項」から「第25条第4項」に改正となりましたので、本訓令の改正を行うものです。

なお、これにつきましても施行期日は地教行法の改正に合わせ、平成27年4月1日からとします。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〈小松委員長〉

ただ今、地教行法の改正に関連する訓令の一部改正につきまして、2議案の説明をいた

いただきました。

まず、議案第24号「京丹後市教育委員会事務局文書取扱規程の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

それでは次に、議案第25号「京丹後市教育長の権限に属する事務の一部を校長に委任する訓令の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

それでは全体を通しまして、ご質問、ご意見等がございましたら、お願いします。

<小松委員長>

それでは順次お諮りを致します。

まず、議案第24号「京丹後市教育委員会事務局文書取扱規程の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第25号「京丹後市教育長の権限に属する事務の一部を校長に委任する訓令の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認致します。

<小松委員長>

続きまして、議案第26号「京丹後市子育て短期支援事業実施要綱の一部改正について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

これにつきましても、教育次長の方から提案します。

<吉岡教育次長>

議案第26号「京丹後市子育て短期支援事業実施要綱の一部改正について」説明をさせていただきます。

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、当該児童を乳児院又は児童養護施設において一定期間、養育等を行う短期支援事業を実施しておりますが、事業を利用した際の費用について定めております別表中、費用額の軽減を図る母子世帯と父子世帯の規定につきまして、昨年10月に母子及び寡婦福祉法が父子家庭を含める形で母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正されましたので、関係する条文を改めるものです。

改正の内容は、父子家庭の規定を法律の規定する配偶者のない男子とし、女子と併せて母子家庭等とするものです。

なお、施行期日は平成27年4月1日からとします。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

<小松委員長>

議案第26号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

特にご意見ございませんでしょうか。

それではお諮りを致します。議案第26号「京丹後市子育て短期支援事業実施要綱の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認と致します。

<小松委員長>

続きまして、議案第27号「京丹後市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部改正について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

これにつきましても、教育次長の方から提案します。

<吉岡教育次長>

議案第27号「京丹後市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部改正について」説明をさせていただきます。

子育て支援の充実を図るため、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的として保育料の引き下げを行うことに合わせまして、幼稚園の預かり保育事業の利用料について引き下げを行うものです。

改正の内容につきましては、第6条に定めております保育料について、8月を除く月の利用は月額12,000円を5,000円に、8月の利用料は20,000円を8,000

0円に改めるものです。

額につきましては、現在議会の方で審議いただいておりますが、保育所保育料を参酌し定めたものでございます。

なお、施行期日は保育料の改正に合わせて、平成27年4月1日からとします。  
以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

<小松委員長>

議案第27号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

特にご意見ございませんでしょうか。

それではお諮りを致します。議案第27号「京丹後市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認と致します。

<小松委員長>

続きまして、議案第28号「京丹後市立保育所延長保育事業実施要綱の一部改正について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

これにつきましても、教育次長の方から提案します。

<吉岡教育次長>

議案第28号「京丹後市立保育所延長保育事業実施要綱の一部改正について」説明をさせていただきます。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育時間につきまして保育標準時間と保育短時間の区分を設けることにより、延長保育料の見直しを行うものです。まず、保育標準時間につきましては、国の基準では11時間となっておりますので午前7時30分から午後6時30分までと定めさせていただきます。4月から運営を行います14施設の公立保育所の開所時間については、月曜日から金曜日につきましては、5つの保育所が午前7時30分から午後6時30分までの11時間、残りの9保育所が午後7時までの開所時間となっております。この9保育所が午後6時30分から午後7時までの延長保育を実施することとしております。短時間保育につきましては、国の基準では8時間となっており、午前8時30分から午後4時30分までとします。よって、短時間認定を受けた児童が、午前7時30分から午前8時30分まで、また午後4時30分から午後6時30分まで、特に必要と認

めた場合は午後7時までとなりますが、その間保育を受けた場合は、延長保育を受けることとなります。土曜日は、朝は全ての保育所で午前7時30分から受入をしますが、8保育所が午後0時30分まで、6の保育所が午後6時までの保育を行っています。よって、土曜日の開所時間は11時間を超えないため、短時間認定を受けた児童のみ、午前7時30分から午前8時30分まで、また午後4時30分から午後6時までの間延長保育を受けることとなります。よって、これらの延長保育の保育料を第4条に規定をしております。

第1号では、標準時間の認定を受けた児童が延長保育を利用する場合がありますが、第1階層の生活保護世帯は0円、第2階層から第9階層は月額500円、第10から12階層は1,000円とします。

第2号では、短時間の認定を受けた児童が月曜日から金曜日に延長保育を利用する場合がありますが、午前7時30分から午前8時まで、また午後4時30分から午後7時までの間保育を受ける場合は、第1階層の生活保護世帯は0円、第2階層から第9階層は月額1,000円、午後7時までは1,500円、第10から12階層は2,000円、午後7時までは3,000円とします。

第3号では母子家庭等で第2階層に属する場合は0円に、第4号では母子家庭等で第3階層又は第4階層に属する世帯は2分の1にすることとしております。

また、第2項では第2子は2分の1に、第3項では第3子は0円にすることを規定します。こころら辺につきましても、保育料に合わせております。

その他、必要な事項を規定し、施行期日は保育料の改正に合わせて、平成27年4月1日からとします。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

<小松委員長>

議案第28号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第28号「京丹後市立保育所延長保育事業実施要綱の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認致します。

<小松委員長>

続きまして、議案第29号「行政財産の用途廃止について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

これにつきましても、教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第29号「行政財産の用途廃止について」説明をさせていただきます。

学校再配置により閉校した学校の跡施設につきましては、旧大宮第三小学校はグラウンドを利用している民間会社や文化団体等に校舎の一部を貸し付けを予定していること、また、三津小学校、黒部小学校、野間小学校及び田村小学校の跡施設につきましては、市及び地元での活用計画が無く、有効活用を図るため広く利用者を公募することとしているため、行政財産として廃止をし、普通財産としたいというものでございます。

なお、社会体育施設として利用しています体育館とグラウンドは、引き続き社会体育施設として利用するため、今回の普通財産の方には移管せず行政財産のままとさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

議案第29号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

特にご意見ございませんでしょうか。

それではお諮りを致します。議案第29号「行政財産の用途廃止について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈小松委員長〉

以上をもちまして本日の議事はすべて終了させていただきました。

続いて3のその他ということで、何かありましたらお願いします。

〈小松委員長〉

それでは、無いようでしたら以上をもちまして第4回京丹後市教育委員会臨時会を閉会致します。ご苦勞様でございました。

〈閉会 午後6時00分〉

[ 3月定例会 平成27年 3月 4日(水) 午後3時から ]